平　成　２５　年　度

定期監査等結果報告書

（ま ち づ く り 課）

豊前市監査委員

第１　監　査　の　概　要

１．監査の対象

まちづくり課

２．監査の範囲

平成２５年度　（平成２５年４月～平成２５年１０月）
財務、工事、その他の事務の執行

３．監査の期間

平成２５年１０月２４日　～　平成２５年１２月　２日まで

４．監査の方法

まちづくり課から提出された資料及び提示のあった書類等に基づいて関係職員から実情を聴取し、関係諸帳簿の全部又は一部を抽出して、財務等に関する事務の執行が法令等の定めるところに従って適正かつ効率的に執行されているかを主眼として監査を実施した。

第２　監　査　の　結　果

まちづくり課における財務等に関する事務は、概ね適正に執行されているものと認められたが、一部の事務処理において改善、検討を要する事項が見受けられたので、これらについては適正な事務処理を行うとともに、今後は十分研鑽され、財務事務等の執行について万全を期されるよう望むものである。

なお、改善、検討を要する事項は次のとおりである。

記

1．　委託契約について

　まちづくり課では、観光業務、工事関係等で 20 件相当の委託契約を関係団体及び業者と締結をしている。契約事務手続きや委託契約書に抵触及び不適切なものが認められ改善されたい。

①　委託契約の締結にあたり契約金額による財務課との合議がなされていない。契約内容や相手方の違う案件、他課との合議を要する案件（10 数件）を一括して決済手続きをしており、契約内容の適正性や他との合議欠落等を防止するためにも決裁手続きを検討されたい。

②　委託契約のうち、観光文化協会と委託契約を締結しているものが 5 件あり、観光文化協会は、更に商工会議所と業務委託契約を締結しており、再委託にあたる。業務仕様書によれば、観光文化協会の主要な部分は商工会議所に委託され、それに伴う委託料 3,500 千円が支払われるものとなっている。

　本契約による業務委託は「求菩提キャンプ場の管理に関する協定書」（指定管理者）第 7 条第 1 項「乙は、管理業務の全部を一括して第三者に委託してはならない」に抵触するものであり、早急に改善されたい。

　また、指定管理者に関するもの以外の契約は、業務委託契約書に委託業務の再委託の禁止に関する条項が欠落しており、契約上抵触するものではないが、極めて不適切な委託契約と考えられ、契約書の締結にあたっては充分なる注意を払われたい。

③　豊前・上毛シルバー人材センターと清掃委託契約を 2 件締結しているが、2 件ともに業務内容は同様のものであるが、時間単価において差異がある。単価の差異については相当の理由があるとは考えられず、契約にあたっては充分精査するとともに改善されたい。

２．　双方代理行為について

補助金交付にあたり、市民団体より多くの補助金申請が団体の代表者名で申請される。この団体の代表者に行政庁の長である市長がなっているものがあり、今回申請された中に2件該当するものがあった。

いずれも申請団体において、代理委任する人がいないとの理由で交付決定権者である市長権限を副市長に代理委任し交付決定している。

それぞれの団体には、代理委任をするものが存在しており、申請団体側を代理委任して申請を行うことが妥当と考え、今後申請にあたっては、規約・役員名簿等で調査、検討のうえ改善されたい。

３．　補助金について

①　前天狗の湯休憩所改修事業補助金が本年5月15日に申請され、8月1日に天狗の湯の指定管理者である（有）四季の会に支払われている。

指定管理施設である天狗の湯の施設は、市の行政財産であり、今回の休憩棟増築工事の建築主は当然ながら豊前市となっている。

今回の補助金は、市の行政財産である建物の増築工事を、指定管理者に補助金を交付して、指定管理者である（有）四季の会が工事をしており、増築部分の所有権は（有）四季の会に属することとなる。

指定管理者は、3年間で期間が切れ、新たに指定管理者を指定することになり、指定管理者が変わる可能性も生ずる。

指定管理者が変わった場合、所有権の取り扱いが問題になることも考えられ、今回の休憩棟増築工事は市が直接工事発注をすべきであったと考え、補助金交付による工事は不適切な支出であり、今後このような事なきよう、充分なる注意を払われたい。

また今後、市と指定管理者の共同で施設の改修工事等を行い、資産価値の変動を伴う場合が考えられるので、双方の資産管理のあり方について関係課と協議、検討されたい。

②　商工会議所への補助金は小規模事業対策支援補助金を含め 10,530 千円が交付されており、各事業ともにその目的に沿って適正に執行されている。

（１）小規模事業対策支援補助金については、一般会計に計上し小規模事業特別会計に繰入られているが、全額の繰入でなく一部となっており、事務費相当分として一般会計に入っている。

同補助金は、県補助金で賄えない分を補うことになっており、本特別会計は

補助金全額繰入れても不足であり、全額特別会計に直接計上か、全額繰入等、補助目的の透明性を図る上から検討指導されたい。

（２）T．M．O補助金については、平成 16 年 9 月に総務省より市街地の活性化に関する行政評価、監視結果に基づく勧告が出され、まちづくり三法が見直されている。T．M．O事業も新法に基づき、従来の事業計画や施行のあり方等について、評価・検討・改善が求められている。

法改正後 7 年経過するものの、新法に基づく計画の見直し、事業評価等の実施、改善の経過が見られず、T．M．O認定後 11 年を経過しており、事業計画・事業内容の抜本的見直しと検討をされるよう要望する。

４．　求菩提キャンプ場デイキャンプ料金規定について

平成 25 年 7 月 8 日第 29 回豊前市観光文化協会役員会にて、3 号議案として「平成 26 年度よりデイキャンプ実施（案）及び料金規定（案）について」提案されている。

デイキャンプ実施は新規事業であり、事前に市の承諾が必要であり、承諾の経過がない。

また、新たな料金設定については、条例事項であり、条例改正前に独自に料金設定することは、指定管理者の権限を逸脱しているものである。

指定管理者へ、議案について廃止等の手続きを取るとともに、今後このようなことのないよう充分なる指導と、業務内容についての把握を徹底されたい。